

著作権Q&A

竹内 亮

第22回

弁護士・弁理士(現代歌人協会会員)



前提として、近時は、諸事情を考慮して公正な慣行に合致して、正当な範囲内であれば引用が許されるという考え方が一般的です。

著作権法では、適法かどうかの判断は、著作物を利用する一つひとつの行為ごとに考えます。

Q ある時代の短歌について二時間の講演をします。講演で取り上げる何人かの存命歌人の短歌計三十首程度を掲載した資料を作成して、聴講者に配布したいと思っています。著作権法では「引用」は著作権者である歌人の許諾を得ることなくできると聞きましたが、短歌だけが掲載され、説明は書かれていない講演の配布資料の場合も適法な「引用」といえますか。

また、聴講者の一人が、持ち帰った配布資料を、講演に都合がつかず参加できなかった、継続的に少数数の歌の勉強会をしている仲間に、コピーしたりスキャンしたりして、共有することはできるでしょうか。

A 評論文や批評の趣旨を含む鑑賞文の中で、短歌を「引用」として著作権者の許諾を得ることなく掲載することができる場合が多いことについて、これまでに何度か取り上げました。

地の文と引用される短歌とが明瞭に区別されていること、引用される地の文の側が主で、引用される短歌の側が従の関係にあることを

前提として、近時は、諸事情を考慮して公正な慣行に合致して、正当な範囲内であれば引用が許されるという考え方が一般的です。

著作権法では、適法かどうかの判断は、著作物を利用する一つひとつの行為ごとに考えます。

たとえば、書籍の評論文の中で短歌を引用する場合、引用される短歌もその書籍に掲載するため、「複製」という行為が問題になり、インターネット上の批評の趣旨を含む鑑賞文では、引用される短歌もインターネットを通じて読者に送信するため、「公衆送信」という行為が問題になります。

書籍の評論文では、地の文も引用される短歌も複製され、インターネット上の批評の趣旨を含む鑑賞文では、地の文も引用される短歌も公衆送信されるため、同じ類型の利用法だったのです。

口頭の講演の中で他人の短歌を朗読して引用する場合も同じです。著作物を朗読することは、著作権法では「口述」という行為に当たりませんが、配布資料なしで、講演の中で引用される短歌を朗読する場合、先ほど挙げた書籍やインターネットへの掲載と同じように地の文と引用される短歌の利用方法が同じということになります。

○講演と配布資料
では、地の文が講演(口述)の

場合に、引用する短歌について、印刷(複製)して配布(譲渡)する方法で利用することができるとでしょうか。これも許されます。著作権法は、「公表された著作物は、引用して利用することができる」として、その利用の方法を限定していません。

講演の配布資料の場合は、講演での口頭の発表を地の文として、引用される短歌を資料に印刷する「複製」の方法によって利用し、その資料は別の規定により「譲渡」することができず。

このとき、資料の中に辞典を記載する必要があります。また、短歌は一首一首が一個の著作物ですが、配布資料に掲載された短歌の一部が講演中で十分に論じられない場合、その短歌については講演の中で必要な範囲で許されるといふ「引用」の要件を満たさないことになってしまうことにも注意が必要です。講演では時間の関係で用意した内容の全部を話せないことが起こりえますが、配布資料に掲載した他人の短歌について引用が認められるためにはそのすべてをきちんと論じる必要があります。

なお、講演のために用意した資料が余った場合に資料だけを講演外で希望者に配布したり、講演を離れてインターネットに掲載したりすることは引用に当たらないため許されませんが、文字起こしをした講演録の中に短歌を掲載する

場合は、講演録を地の文とする引用に当たするため許容されます。

○資料の共有

次に、聴講者が資料を、講演に参加しなかった、継続的に少数数の短歌の勉強会と一緒にしている仲間に共有することはできるでしょうか。

これは、コピーを渡す場合は、「私的使用のための複製」として、メールで送信する場合は公衆送信に当たらない送信として、許容される場合が多いと考えます。

ただし、「私的使用のための複製」は「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」であり、公衆送信に当たらない送信は特定の少数者への送信に限られますので、十人程度の固定したメンバーのサークルや勉強会のような限定されたグループの仲間に限って共有することが許され、同じ結社の友人という程度では共有することは許されないことに注意が必要です。

また、聴講者が講演に参加する際に、資料のコピーや第三者への提供をしないことを約束した場合(講演の注意書きに複製や共有を禁止する旨があった場合等)は、主催者と参加者との約束(契約)によって、私的使用のための複製も公衆でない特定少数者への送信も禁止されることになるため、いづれも許されない点に注意が必要です。